

県立病院における医療安全管理体制について

1 医療法に基づく安全管理指針について

平成12年11月 「医療事故防止のための安全管理指針」制定（17年5月改訂）

平成21年 4月 「千葉県病院局医療安全管理指針」（新指針）制定

2 新指針の趣旨

県立病院における医療安全の確保並びに医療事故の防止と対応方法について基本的方針を示すことにより、各病院における医療安全管理体制を確立し、快適で良質な医療の提供に資することを目的としている。

3 新指針に基づく人事・組織上の対応

(1) 「医療安全管理室」の設置（室長：医療局長又は診療部長）

医療安全の管理・運営部門としての役割

(2) 「安全管理者」の配置（主に専従の副看護部長…精神セ及び東金病院は兼務）

医療安全管理室に所属し、病院全体の医療安全管理を中心的に担当する者

(3) 「安全委員会」の設置

病院全体の医療安全に関する方針を決定

ア 「リスクマネジメント部会」の設置

安全委員会の下部組織。各部門レベルで医療事故防止や安全対策に取り組む

イ 「院内感染対策部会」の設置

安全委員会の下部組織。院内感染の防止や安全対策に取り組む

4 新指針に基づく医療事故防止の取り組みについて

(1) 取り組みの特徴

ア 医療事故の予防に役立てるため、ヒヤリ・ハット事例の報告体制を確立したこと

イ 報告区分をより明確にするため、医療事故を6段階に分類したこと

ウ 事故が発生した場合の患者及び家族等への適切な対応、警察への届け出、医療事故の公表、原因分析と事故防止への反映方法等を整備したこと

(2) 重大な医療事故が発生した場合の対応

・各県立病院において緊急の安全委員会の開催及び病院局経営管理課への報告

・連絡網により勤務時間以外においても病院局との連携・弁護士との協議が可

＜ 各施設の医療安全管理体制（イメージ図） ＞

